

第2節 マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策

取組の詳細は、「2024 事務年度金融行政方針」、「2024 事務年度金融行政方針（実績と作業計画）」のⅡ. 1. (6). ②¹及び「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題（2024 年 6 月）」（2024 年 6 月 28 日公表）²を参照。

また、上記資料に記載している取組のほか、2024 年 3 月に「公認会計士及び監査法人におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」³の整備を行った⁴。

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/resultsandplans.pdf#page=46>

² <https://www.fsa.go.jp/news/r5/amlcft/20240628/01.pdf>

³ ガイドラインの詳細はウェブページを参照。

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240329-7/03.pdf>

⁴ 金融機関等に係るガイドライン（「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」）については、2021 年 11 月に公表している。